

8障福第1390号

令和8年6月18日

就労移行支援事業所 管理者 様

就労継続支援事業所 管理者 様

久留米市福祉事務所長 川崎 勝之

就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用に
かかる取扱いについて（通知）

平素より、本市の障害者福祉行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、久留米市から支給決定を受けている利用者に対する在宅でのサービス利用にかかる支援（以下「在宅就労支援」という。）について、下記のとおり取扱いを変更しますので、通知いたします。

なお、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付障 障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知、以下「留意事項通知」という。）で示されている要件を満たさずに在宅就労支援を実施した場合、報酬の返還対象となりますので、各事業所におかれましては、同要件を改めて確認のうえ、適切に実施していただきますようお願いいたします。

記

1. 留意事項通知における 「2報酬請求に関する事項について（3）在宅において利用する場合の支援について ①ウ緊急時の対応ができること」について、
具体的には、当該事業所の職員が1時間以内に駆けつけられる体制とすること。
2. 就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る届出書については、在宅就労支援開始時及びサービス更新時に都度提出すること。
3. 令和8年9月1日から適用する。
（新規申請及び令和8年8月誕生月更新分から）
4. 現時点で在宅就労支援が決定しており、上記に当てはまらない人については、個別にご相談ください。

【お問い合わせ】

久留米市障害者福祉課 サービス支援チーム

〒830-8520 久留米市城南町15-3

TEL：0942-30-9318

FAX：0942-30-9752

E-mail：fukushi@city.kurume.lg.jp